

やさしい日本語 ガイドライン

初版：令和4年(2022年)1月

草津市・草津市国際交流協会

— 目 次 —

1	はじめに	1
2	やさしい日本語とは	1
3	やさしい日本語での情報提供のふさわしい場面	2
4	やさしい日本語を使いましょう	3

<資料編>

1 はじめに

草津市には、令和3年3月末現在で、約3,000人の外国人住民が暮らしています。在住外国人が増加し、国籍が多様化していく中、外国人住民へ情報を伝える場合には、多言語で翻訳・通訳するほか、「やさしい日本語」を使うことが有効です。

大切な情報を外国人の方に伝えていくために、「やさしい日本語」を活用しましょう。

2 やさしい日本語とは

「やさしい日本語」とは、難しい単語や用語、表現を使わずに外国人にも分かりやすく表現する日本語です。

1995年1月の阪神・淡路大震災では、日本人だけでなく日本にいた多くの外国人も被害を受けました。その中には、日本語も英語も十分に理解できず必要な情報を受け取ることができない人もいました。

そこで、そうした人達が災害発生時に適切な行動をとれるように考え出されたのが「やさしい日本語」の始まりです。そして、「やさしい日本語」は、災害時のみならず平時における外国人への情報提供手段として研究され、行政情報や生活情報、毎日のニュース発信など、全国的に様々な分野で取組が広がっています。

今、期待を集めている「機械翻訳」においても、いったんわかりやすい日本語に直してから外国語に訳した方が意味の通る訳文になります。「やさしい日本語」には、そのような効果も期待されます。

例

今朝、5時46分頃に滋賀県で強い地震がありました。付近の方は、余震等に十分に注意してください。



きょう あさ じ ふん しがけん おお じしん
今日の朝、5時46分に滋賀県で大きい地震がありました。

あと く じしん き
後から来る地震に気をつけてください。

少しの工夫で伝わりやすくなります！！



3 やさしい日本語での情報提供のふさわしい場面

(1) 災害時等の緊急情報

昨今、多言語翻訳サイト等、インターネット上で誰でも翻訳ができる環境が整備されています。しかし、東日本大震災の直後では、停電や電話回線の不通やスマートフォンの紛失・破損などによりインターネットを利用できない状況になりました。日本は世界的に見て比較的災害が多い国であり、地震や台風等の自然災害の被災経験が少ない外国人住民に対し、翻訳者・通訳者がいなくても伝わるやさしい日本語を使った情報発信が必要です。

(例) 避難所での生活ルールなどの提示

みず くば
水を配ります



ひ
火を使わないでください

(2) 窓口対応

日本語を勉強した外国人住民にとっても行政の窓口では専門用語が多く使われており、理解が難しいと言われていています。大事な情報を伝えるために、やさしい日本語での対応を心がけてください。また、敬語表現は外国人住民にとってわかりにくい場合があるので気を付ける必要があります。

(3) 文書

窓口での対応と同様に、行政から市民の方に向けた文書も外国人住民にとって難しい場合があります。分かりやすく、伝わりやすい文書を作るために次ページのように作成することを意識してみてください。日本人住民と同様に、外国人住民にも必要な情報を正しく伝えるために、直接手渡しできるような書類や、利用者の多い各種手続・申請の書類については、やさしい日本語で作成した書類や記入例等を用意すると良いでしょう。

4 やさしい日本語を使いましょう

STEP1

情報を整理する

STEP2

文章をわかりやすくする

STEP3

表記に気を付ける

STEP4

確認をする

STEP1

情報を整理する

●伝えたい事を整理し、情報を取捨選択する

- ・一言一句を元の文に対応させて作るのではなく、伝えるべきことは何かを考え、読み手にとって必要な情報に絞ります。

例文

台風第〇号が〇日昼頃から夜にかけて接近する見込みです。1時間60ミリの非常に激しい雨の降るおそれがあります。低い土地の浸水や土砂災害、河川の増水に十分注意してください。

★文章を分解して、整理してみましょう！

- ・〇日に台風が来る。
- ・雨がたくさん降る。
- ・川には行かない。
- ・山には行かない。
- ・危ない。

伝えたい事の優先順位、そのときの状況を考慮して取捨選択をしましょう

書き換え例

〇日に台風が来ます。雨がたくさん降ります。危ないです。
川・山には行かないでください。

STEP2

文章をわかりやすくする

●文末は「です」「ます」で統一する

- ・ 尊敬語や謙譲語は使わず、敬語は丁寧語だけにします。

例文 お越しいただく必要はありません。

書き換え例 来なくてもいいです。

●簡単な言葉を使う

- ・ 漢語をできるだけ使わずに和語を使いましょう。

例文 こちらに記入願います。



難しい言葉を易しい言葉に言い換えましょう

書き換え例 この紙に書いてください。

- ・ 抽象的な言葉は使わない

例文 お手続きは、休日はなるべく避けてください。

書き換え例 平日に手続きをしてください。

- ・ 専門語ではなく日常語にする

例文 初診ですか？



専門語は日本で長年生活をしていないと分からない言葉が多いです。

書き換え例 この病院に来るのは初めてですか？

- ・略語は使わない

例文 健診は年1回となります。



頻度を表す際にも注意が必要です。

書き換え例 健康診断は1年に1回です。

- ・ローマ字は使わない

例 I K E → 「池」をローマ字表記すると英語圏の人は「アイキ」と発音
J O → スペイン語圏では「ホ」、ドイツ語圏では「ヨ」と発音



外国人住民が必ずしもローマ字を日本語の発音通りに読めるとは限りません。

●複数の意味を持つ表現は使わない

- ・2つの意味があるため、誤解を生むことがあります。

例文 写真は結構です。

書き換え例 写真は要りません。

●一文を短くする

- ・一文の中に複数の内容が含まれると理解するのが難しくなります。

例文 引っ越し前に現住所の役所に、転出届を提出後、引っ越しをしてから14日以内に新住所の役所に転入届を提出してください。



一文に言いたいことは一つだけにしましょう。
箇条書きにするとより良いです。

書き換え例

- ・引っ越しをする前、市役所に「転出届」を出します。
- ・引っ越しの後、〇月〇日までに新しい市役所に「転入届」を出します。

●受け身や使役表現は使わない

- ・行動の主体（視点）がわかりにくくなります。

例文 市町村から配布されます。

書き換え例 市町村が配ります。

●二重否定を使わない

- ・「～ないことはない」「～ないわけではない」「以外は必要ない」

例文 ハンコ以外は必要ありません。



二重に否定する表現はわかりにくくなります。

書き換え例 ハンコを持ってきてください。

●外来語に気を付ける

- ・日本で使われるカタカナ語は本来の意味とは違って使われるものや和製英語があります

例 ライフライン・・・（日本語）生活に必須な水道・電気・ガス・公共交通機関
（英語）生命線

●緊急性の高い時に使われる言葉はかっこ書きで補足する

（例1）余震（あとからくる地震）に気をつけてください。

（例2）津波（大きい波）が来ます。



使う言葉の後にかっこ書きや注釈で意味を補足しましょう。

STEP3

表記に気を付ける

●ふりがなをつける

- ・漢字の量を多すぎないようにし、すべての漢字・カタカナにふりがなをつけます。

例 じゅうみんぜい はら 住民税を払います。



ふりがなをつける際、カタカナではなくひらがなにしてください。

●時間や年月日の表記はわかりやすくする

例 令和3年4月1日 17:30から18:00まで

書き換え例 2021年4月1日 午後5時半から午後6時まで
17:30から18:00まで



- ・元号は使わず西暦を使う。
- ・12時間表記を基本とし、スペースがあれば24時間表記も併記してください。
- ・年月日の表記に「/」は使わない。
- ・「～」は誤解を生むため使用しない。

●読みやすいフォントを使う

- ・ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、より多くの人の読みやすさを考慮したUDフォントがオススメです。
- ・フォントによってはアルファベットの「q」と数字の「9」等を見分けるのが難しい場合があります。

●図やイラストを活用する

・図やピクトグラムを使って分かりやすくすることも有効です。ただし、文化の違いによって伝わらなかったり、違った意味で解釈されることもあります。



STEP4

確認をする

・完成したものを以下のチェックリストで確認をしてみましょう。

	チェック <input checked="" type="checkbox"/>
必要なポイントだけにまとめましたか？	
文末は「です」「ます」になっていますか？	
簡単で具体的な言葉になっていますか？	
一文で言いたいことは一つだけにできていますか？	
2重否定は使っていませんか？	
略語・外来語・ローマ字は必要最低限にしていますか？	
漢字を使いすぎていませんか？	
ふりがなはひらがなにできていますか？	
日付や時間の表記はわかりやすくなっていますか？	
読みやすいフォントになっていますか？	

資料編

窓口対応をする際の言い換え例

窓口で良く使用する用語の言い換え例をまとめました。やさしい日本語の答えは1つではありません。相手や状況に合わせて使うことが大切です。

教育

No.	用語	言い換え例
1	外国人学校	外国人の子どものための学校。
2	高校生等奨学給付金	親の収入が少ない家庭が、教科書や勉強に必要なものを買うためにもらうことができるお金。（手続きが必要です。）
3	高等学校卒業程度認定試験	高校を卒業していない人が受けることができる試験。合格したら、大学や専門学校などに入るための試験を受けることができます。
4	高等学校等就学支援金	親の収入が少ない高校生の家庭が、授業を受けるためにもらうことができるお金。（手続きが必要です。）
5	中学校卒業程度認定試験	日本の中学校を卒業していない人が受ける試験。
6	日本留学試験	日本の大学で勉強したい外国人が受ける試験。
7	学童保育（児童育成クラブ）	小学生が授業の終わったあと、仕事をしている親（お父さん、お母さんなど）が迎えに来るまで居ることができる場所。
8	夜間中学	中学校を卒業していない人や、十分に通うことができなかった人が行く学校。

No.	用語	言い換え例
9	遺族年金	年金(No.44)に入っていた人・年金(No.44)をもらっていた人が死んだとき、家族が年金(No.44)からもらうことができるお金。(手続きが必要です。)
10	介護保険	40歳以上の人からお金を集めて、介護(No.91)が必要になった人を助ける制度。
11	確定申告	所得税(No.36)を払うために、1年間の給料や、税金(No.37)などを自分で計算して、住んでいるまちの税務署(No.38)に出すこと。(手続きが必要です。)
12	課税証明書	前の年にもらった給料などの金額と、税金(No.37)の額を証明する紙。(手続きが必要です。)
13	寡婦年金	第1号被保険者(No.39)の夫が死んだときに、妻が年金(No.44)からもらうことができるお金。(手続きが必要です。)
14	給与所得の源泉徴収票	1年間の給料や、国に払った税金(No.37)などが書いている紙。
15	給与明細	毎月の給料や、国に払っている税金(No.37)などが書いている紙。毎月、会社からもらいます。
16	健康保険	日本に住んでいる皆が入る保険。保険料を払うことで自分が病院に行ったときに払うお金が少なくなります。
17	源泉徴収	会社があなたの給料から税金(No.37)を引いて、国に払います。
18	高額療養費	1か月に病院に払ったお金が多くなった時に後から戻ってくるお金。(手続きが必要です。)
19	後期高齢者医療制度	75歳以上の人が入る健康保険(No.16)。
20	厚生年金保険	会社や工場、店などで決まった時間以上働いていて、69歳までの人が入る年金(No.44)。

21	国民健康保険	社会保険(No.30)に入っていない人が、入る健康保険(No.16)。
22	保険証	病院で出す健康保険(No.16)のカード。
23	国民健康保険税	国民健康保険に入っている人が払う税金(No.37)。
24	国民年金	20歳から60歳の人が、みんな入る国の年金(No.44)。
25	固定資産税	1月1日時点で土地や家などを持っている人が払う税金(No.37)。
26	雇用保険	仕事がなくなった人や、会社をやめた後仕事が見つからない人がお金をもらえる制度。(手続きが必要です。)
27	自動車税/軽自動車税種別割	毎年4月1日に車を持っている人が払う税金(No.37)。
28	自賠責保険	車やオートバイを買ったとき、必ず入らないといけない保険。
29	死亡一時金	年金(No.44)に入っていた人が年金をもらわずに死んだとき、家族が国民年金(No.24)からもらうお金。(手続きが必要です。)
30	社会保険	会社で働いている人が入る健康保険(No.16)。
31	住民税	1月1日に日本に住所があって、働いている人などが払う税金(No.37)。
32	障害基礎年金	体などに障害がある人が、条件が合う場合に国民年金(No.24)からもらうことができるお金。
33	障害厚生年金	体などに障害がある人が、条件が合う場合に厚生年金保険(No.20)からもらうことができるお金。
34	消費税	物を買ったときやサービスを受けたときに払う税金(No.37)。
35	所得証明書	前の年に、給料などで、受け取った金額を証明する紙。(手続きが必要です。)

36	所得税	働いてもらった給料など、自分に入ったお金がある人が国に払う税金(No.37)。
37	税金	国や県、市、区などに払うお金。
38	税務署	税金(No.37)の仕事をする所。
39	第1号被保険者	国民年金(No.24)だけに入っている人。会社に入らないで自分の店を持っている人、農業(野菜などを作る仕事)や漁業(魚などをとる仕事)をしている人、働いていない人などです。
40	第2号被保険者	国民年金(No.24)と厚生年金保険(No.20)に入っている人。会社や工場、店などで働いている人です。(自分の1年の給料などが130万円より少ない人は国民年金だけに入っています。)
41	第3号被保険者	自分の夫や妻が厚生年金保険(No.20)に入っている人。(会社や工場、店で手続きが必要です。)
42	脱退一時金	日本の厚生年金保険(No.20)をやめて自分の国に帰る人がもらうことができるお金。(手続きが必要です。)
43	特別徴収	会社が、住んでいるまちの役所に働いている人の住民税(No.31)を払います。あなたの給料から、税金のお金を引いて払います。
44	年金	20歳以上の人からお金を集めて、年齢の高い人や、病気やけがで体などに障害が出た人を助ける制度。
45	年末調整	あなたが働いている会社があなたの代わりに確定申告(No.11)をして、税金(No.37)が足りない時は払います。多いときはお金が戻ります。
46	納税証明書	税金を納めていることを証明する紙。(手続きが必要です。)
47	納付書	税金(No.37)を払う紙。

48	非課税証明書	市・県民税がかかっていないことを証明する紙。 (手続きが必要です。)
49	療養費	病院で払ったお金を、あとで健康保険(No.16)から もらうことができるお金。(手続きが必要です。)
50	労災保険	仕事で、けがや病気をした人にお金が出る制度。 (手続きが必要です。)
51	老齢基礎年金	65歳以上の人が、10年以上お金を払っていた時 に、国民年金(No.24)からもらうことができるお金。
52	老齢厚生年金	65歳以上の人が、10年以上お金を払っていた時 に、厚生年金保険(No.20)からもらうことができる お金。

防災

No.	用語	言い換え例
53	給水	水を配ること。
54	給水所	水をもらうところ。
55	給水車	水を配る車。
56	緊急地震速報	強い地震(No.61)が来る少し前に、テレビ、ラジオ、スマートフォンに出るお知らせ。
57	洪水	川の水があふれること。
58	洪水・内水ハザードマップ	洪水(No.57)などが起きたときに、どこが危険か書いている地図。
59	災害	地震(No.61)・雨などが原因で人の命が危険になること。
60	災害時要援護者登録制度	災害(No.59)の時に一人で逃げることができない人が登録します。近所の人登録した人のことを知ることができます。(手続きが必要です。)
61	地震	地面が揺れること。大きな地震では、建物が壊れたり、火事が起きたり、電気や水道などが使うことができなくなります。
62	消防署	火事や事故の時に消防車や救急車を出します。
63	台風	大雨と強い風のこと。 大雨で、川の水が増えたり、山の土が崩れたりするから危ないです。
64	避難所	災害(No.59)のとき、逃げる場所。
65	避難情報	大雨や台風など、災害(No.59)が起こるかもしれないとき、市町村が市民に「逃げてください」と伝える情報。
66	備蓄	災害(No.59)が起きたときに使う物を用意すること。
67	備蓄品	災害(No.59)が起きたときにつかうための物。

68	防災訓練・避難訓練	災害(No.59)が起きた時のために安全に逃げる道や安全な場所を知るために、住んでいるまちや地域で練習すること。
----	-----------	--

子育て

No.	用語	言い換え例
69	育児休業	仕事をしている人が、子どもを育てるために、とることができる休み。（働いている所で手続きが必要です。）
70	育児休業給付金	育児休業（No.69）をしているあいだに、雇用保険（No.26）からもらうことができるお金。（手続きが必要です。）
71	産前産後休業	仕事をしている女の人が、赤ちゃんを産む前、産んだあとにとることができる休み。（働いている所で手続きが必要です。）
72	児童手当	子どもが中学校を卒業するまで、子どもを育てている人がもらうことができるお金。（手続きが必要です。）
73	児童扶養手当	離婚などで、18歳までの子どもを1人で育てている人がもらうことができるお金。（手続きが必要です。）
74	就学援助	学校で使う物や給食などにかかるお金をもらうこと。収入が少ない小学生や中学生の親がもらうことができます。（手続きが必要です。）
75	主任児童委員	妊娠の事や子育てについて話を聞いて、サポートをする人。
76	出産手当金	赤ちゃんを産むために仕事を休み、給料がもらえないとき、健康保険（No.16）からもらうことができるお金。（手続きが必要です。）
77	出産育児一時金制度	健康保険（No.16）に入っている人が子どもを産んだ時に払う病院のお金の一部を健康保険（No.16）が払ってくれる制度。（詳しくは保険年金課に聞いてください。）
78	特別児童扶養手当	障害のある19歳までの子どもを育てている人がもらうお金。（手続きが必要です。）

79	乳幼児健診	乳児（生まれてから1年から1年半くらいまでの子ども）と幼児（満1歳から小学校に入るまでの子ども）が住んでいるまちの役所が、子どもの健康について調べること。
80	認定こども園	小学校に入る前の子どもが通うところ。
81	妊婦教室	お腹に赤ちゃんがいる人に、赤ちゃんに大切なことを教えるところ。
82	妊婦健診	お腹の赤ちゃんが健康かどうかを調べること。
83	ファミリー・サポート・センター	まちで、子どもを育てることを助けてほしい人と助けたい人がお互いに助け合うところ。
84	保育園	お父さんやお母さんが仕事・病気などで家で子どもを育てることができない時に、子どもの世話をしてもらうことができます。0歳から5歳の子どもを預けることができます。
85	母子健康手帳	妊娠したら、住んでいるまちの役所に手続きをして、もらうことができる手帳。（手続きが必要です。）
86	幼稚園	3歳から小学校に入る前の子どもが通うところ。

No.	用語	言い換え例
87	印鑑登録証明書	登録したハンコ（実印(No.124)）が書いてある紙。住んでいるまちの役所に、印鑑登録証(No.88)を出したらもらうことができます。家や車を買うときなどに使います。（手続きが必要です。）
88	印鑑登録証	印鑑登録が終わったら、もらうことのできるカード。印鑑登録証明書(No.87)がほしいときに使います。（手続きが必要です。）
89	オーバーステイ	在留期限(No.114)を過ぎても日本にいること。
90	大家	家や、マンション、アパートなどを貸す人。
91	介護	毎日の生活（食べること、お風呂に入ることなど）をすることがおぼつかしい人を、手伝うこと。
92	介護休業	仕事をしている人が、家族の介護(No.91)をするために、とることができる休み。（手続きが必要です。）
93	介護休業給付金	介護休業(No.92)をしているあいだに、雇用保険(No.26)からもらうことができるお金。（手続きが必要です。）
94	介護認定	介護(No.91)が必要かどうかを決めます。
95	回覧板	住んでいるまちの役所などからの、お知らせが書いてある紙。読んだら、次の人に渡します。
96	眼科	目の病気を治すところ。
97	管理費（共益費）	アパートやマンションに住んでいる人が、毎月払うお金。家賃(No.163)のことではありません。

98	救急車	急な病気の人や、けがをした人を病院に運ぶ車。呼びたいときは、携帯電話、スマートフォン、固定電話、公衆電話から119に電話をします。
99	ケアマネジャー	介護(No.91)の相談を受けたり、介護のしかたを考えたりする人。
100	警察署	犯罪や事故を防ぐための仕事をしています。
101	契約社員	いつから、いつまで働くか、会社と契約している人。
102	外科	けがを治したり、手術をしたりします。
103	(賃貸契約の)更新料	賃貸契約(No.144)が終わっても、同じ家に住むときに、家をかりていることを新しく約束するためのお金。
104	個人事業主	自分で仕事をしている人。
105	戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)	日本人の出生・婚姻・死亡などの記録が載っているもの。
106	戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)	人がどこでいつ生まれたか、結婚したか、死んだかなどの記録。
107	ごみカレンダー	どの種類のごみをいつに捨てるかが書いている紙。
108	ごみ集積所	決まった日に、ごみを捨てるための場所。
109	婚姻届	日本で結婚する人が、住んでいるまちの役所に出す紙。
110	婚姻要件具備証明書	外国人が婚姻届(No.109)を出すときに必要な紙。住んでいるまちの役所に出します。
111	最低賃金	法律で決まっているいちばん安い給料。 (都道府県ごとに決められています。)
112	在留カード	3か月より長く日本に住む外国人が持つ身分証明書のカード。名前や国籍、住所などが書いてあります。
113	在留期間更新許可	在留期限(No.114)を長くしたいときにもらうもの。在留資格(No.115)は変わりません。(手続きが必要です。)

114	在留期限	外国人が日本にすることができる最後の日。
115	在留資格	外国人が日本で住むことができるためのきまり。
116	在留資格取得許可	日本で生まれた外国人の赤ちゃんなどが在留カード(No.112)をもらうこと。(手続きが必要です。)
117	在留資格変更許可	在留資格(No.115)を変えるときにもらうもの。(手続きが必要です。)
118	残業	1日に決められた時間より長く働くこと。
119	産婦人科	女性だけの病気を治したり、赤ちゃんを産んだりするところ。
120	市営住宅	市が貸すマンションや、アパート。給料の少ない家族が、借りることができます。
121	歯科	歯を治すところ。
122	資格外活動許可	仕事ができない在留資格(No.115)の人が、仕事をしたいときにもらうもの。(手続きが必要です。)
123	敷金(保証金)	家を借りるときに払うお金。家を借りた人が出ていったあと大家(No.90)が、家の壊れたところや汚くなったところを直すためなどに使います。
124	実印	住んでいるまちの役所に認めてもらったはんこ。車や家を買う時などに使います。
125	指定ごみ袋	ごみを入れて捨てるための専用の袋。
126	死亡届	家族や一緒に生活していた人が死んだときに、まちの役所に出す紙。(手続きが必要です。)
127	車検	決められた期間に1度、車やオートバイが安全に走ることができるかを調べること。
128	車検証	車検(No.127)が終わった後にもらう紙。
129	就業規則	会社が決めた、働く時のルール。(働く時間、給料、休日などについて書かれています。)
130	住民票	市や町に住んでいる人の情報が書いている紙。(手続きが必要です。)

131	出生届	人が生まれたときに役所に出す紙。
132	消費生活センター	ものを買う時や、サービスを受ける時に契約をして、売った人や会社と、トラブルになった時に相談するところ。
133	身体障害者手帳	体に障害がある人が住んでいるまちの役所からもらう手帳。（手続きが必要です。）
134	生活困窮者自立支援制度	生活に困っている人の困りごとを住んでいるまちの役所と一緒に考えて困りごとを解決する制度。
135	生活保護	生活のお金がなく困っている人が、生活に必要なお金をもらうことができる制度。
136	整形外科	骨、関節、筋肉などを治すところ。
137	精神障害者保健福祉手帳	心に障害があって、毎日の生活が難しい人が、住んでいるまちの役所からもらう手帳。（手続きが必要です。）
138	粗大ごみ	家具などの大きなごみ。家まで取りに来てもらうためには、市に予約をします。
139	退職届	会社をやめるときに、理由などを書いて、会社に出す紙。
140	短時間労働者	1週間の働く時間が正社員に比べて短い人です。
141	断水	水道の水が止まります。
142	町内会	近くに住んでいる人たちが作る会。
143	仲介手数料	家を借りるとき、あなたに家を紹介した不動産屋の手続きに払うお金です。
144	賃貸契約	お金を出して物や家を貸したり、借りたりする約束です。
145	転居届	同じ市の中で、住む所を変える時に、今、住んでいる役所に知らせる書類（紙）。引っ越しする日から2週間以内までに出します。
146	転出届	別の市に住む所を変える時に、今、住んでいる役所

		に出す書類（紙）です。引っ越しする2週間前から引っ越しする日までに出します。
147	転入届	別の市から、今の市に住む所を変える時に、新しい役所に出す書類（紙）です。引っ越しする日から2週間以内に出します。
148	内科	外科(No.102)以外の治療をするところ。
149	年次有給休暇	仕事を休んでも給料をもらうことができる休み。会社により1年でもらえる日数が決まっています。
150	廃棄物	いらなくなったもの。ごみ。
151	派遣社員	派遣会社から契約先の別の会社で働く人です。
152	ハローワーク	希望する仕事を紹介したり、アドバイスをしてくれたりする国の役所です。
153	不動産屋	土地や家、建物を借りたい人や買いたい人に紹介する店です。
154	(ごみの) 分別	ごみを決められた種類に分けて捨てること。
155	防犯	犯罪の被害にあわないようにおきる前から考えておくこと。
156	マイナンバー（個人番号）	日本に住んでいる人が持つ番号。番号は、12個の数字です。
157	マイナンバーカード（個人番号カード）	マイナンバー(No.156)や名前、住所がわかるカード。顔の写真が付きます。
158	マイナンバー通知カード・通知書	マイナンバー(No.156)を知らせるための紙のカード。マイナンバーや、名前、住所などが書いてあります。顔の写真は入っていません。
159	まちづくりセンター	まちの情報をもらったり、いろいろなことを学んだりすることができます。住んでいる家の近くにあります。

160	民生委員・児童委員	生活や福祉・子育てについての相談やサポートをする人。
161	民間住宅	市や県以外が持っている家。
162	持ち家	自分が買った家のこと。
163	家賃	部屋を借りるためのお金。
164	薬局・ドラッグストア	薬を売っている店。
165	予防接種	病気にならないための注射。
166	療育手帳	知能に障害がある人がもらう手帳。住んでいるまちの役所からもらうことができます。（手続きが必要です。）
167	礼金	家を借りるときに払うお礼のお金。
168	（賃貸契約の）連帯保証人	家を借りる人が、部屋を壊したときに直すお金や、家賃を払う事ができないとき、代わりにお金を払う人。

ワーク

STEP1 次の言葉をやさしい日本語に変えてみましょう！

①記入 ⇒ ()

②未加入 ⇒ ()

③登校 ⇒ ()

④本人確認書類 ⇒ ()

⑤危険 ⇒ ()

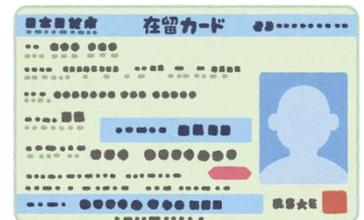
⑥押印する ⇒ ()

⑦土足厳禁 ⇒ ()

⑧署名する ⇒ ()

⑨滞納する ⇒ ()

⑩雨天決行 ⇒ ()



解答例

①書く ②まだ入っていない ③学校に行く ④在留カード/パスポート (具体例を出して)
 ⑤危険 ⑥はんこを押す ⑦靴を脱いでください ⑧名前を書く ⑨お金を払っていない
 ⑩雨が降ってもやります。

ワーク

STEP 2 次の文をやさしい日本語に変えてみましょう！

① 1世帯あたりの枚数が決まっています。 ⇒ ()

② 粗大ごみは来週の月曜日です。 ⇒ ()

③ ご本人様確認ができる物をお持ちでしょうか？ ⇒ ()

④ おかけになってお待ちください ⇒ ()

⑤ 市民税の滞納があるようです ⇒ ()

⑥ 保険料の半額減免が受けられます ⇒ ()

⑦ 扶養家族の人数によって税額が変わる可能性があります。
⇒ ()

⑧ 支払い期限は今月末日です。 ⇒ ()

解答例 ⇒

① 1家庭で枚数が決まっています。 ② 机やイスなどの大きいごみは、来週の月曜日に捨ててください。
③ 在留カード/パスポート/免許証は持っていますか？ ④ そのこの椅子に座って待っていてください。
⑤ あなたは市民税（草津市の税金）を全部はらっていますか。 ⑥ 保険のお金が半分になります。 ⑦ 扶
養家族（あなたのお金で生活する家族）が何人いますか。税金の値段がかわるかもしれません。 ⑧ 月○日までにお金を支払ってください。

参考

書き換えツールの活用

語彙の難しさを確認できるツールやユニバーサルデザインの視点から情報を提供しているウェブサイトなど、「やさしい日本語」を活用する際に役立つツールです。無料ですのでご活用ください。

やさいちチェッカー

「やさしい日本語」の自動診断ツールです。入力した文章がどれだけ「やさしい日本語」で書かれているかを確認することができます。

<http://www4414uj.sakura.ne.jp/Yasanichi1/nsindan/>



参考文献

- ・ 出入国在留管理庁 文化庁 在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン
- ・ 出入国在留管理庁監修 生活・仕事ガイドブック ～日本で生活する外国人のみなさんへ～